

別表第2 俸給の調整額の適用区分表(第25条関係)

勤務箇所	対象職員	調整数
1 大学院の研究科	(1) 教育学研究科共同学校教育学専攻の担当を命ぜられている教授、准教授及び講師のうち、主任として学生4人以上に対する研究指導を担当する者	3
	(2) 教育学研究科共同学校教育学専攻の担当を命ぜられている教授、准教授及び講師のうち、当該専攻において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者（(1)に該当する者を除く。）	2
	(3) 教育学研究科の担当を命ぜられている教授、准教授及び講師のうち、教育学研究科において直接に講義、演習、実験又は実習の指導を年度を通じて2単位以上担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者（(1)及び(2)に該当する者を除く。）	1
2 各キャンパス	(1) 複数のテニユア・トラック教員に教育・研究及びテニユア取得に関する指導及び助言を行う者	1
	(2) テニユア・トラック教員に教育・研究及びテニユア取得に関する指導及び助言を行う者（(1)に該当する者を除く。）	0.5
3 附属小学校及び附属中学校	特別支援学級を担当し、児童又は生徒に授業を行い特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭	1
4 附属特別支援学校	幼児、児童又は生徒に授業を行い、特別支援教育に直接従事することを本務とする副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭	1